

延長決定！松本市 エアコン設置 促進事業

居住する住宅にエアコンが未設置の住民税非課税世帯へ
エアコン購入費及び設置費等を補助します。

令和8年

申請期間

1世帯
1回限り

4月13日から12月28日まで

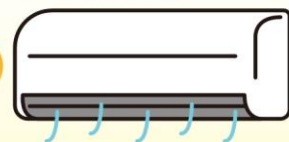
対象世帯

以下の①～③のすべての要件を
満たす世帯

- ①申請日時点で松本市に住民登録がある世帯
- ②エアコンを1台も所有していない世帯
- ③次のいずれかに該当する世帯
 - ・住民税非課税世帯
 - ・生活保護受給世帯
 - ・中国残留邦人等支援給付受給世帯

対象機器

壁掛け型
エアコン



ウインド
エアコン



床置き型
エアコン

ポータブル
エアコン



※電気冷風機やペルチェ式クーラー、
扇風機等は対象となりません。

補助額	区分	補助対象経費	補助額	補助限度額
	住民税非課税世帯	補助対象設備の本体 購入費、配送費及び設 置費(設置に係る工事 費等を含みます。)	補助対象経費に 2/3を乗じて得た額	48,000円
	生活保護受給世帯 支援給付受給世帯		補助対象経費に 10/10を乗じて得た額	73,000円

※この補助金は国の重点支援地方交付金を活用しています。

※補助限度額を超過した場合は自己負担が発生します。

申請についてのご案内

申請方法

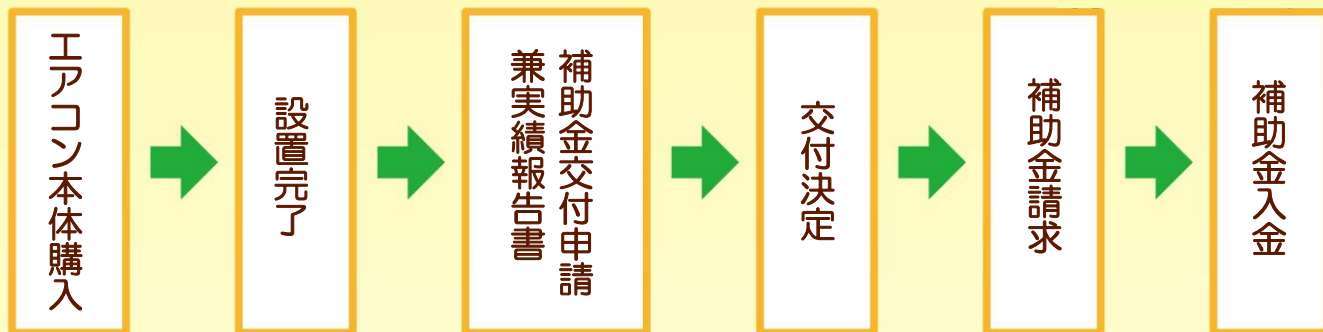
対象世帯の世帯主が下記の方法で申請可能です。

※世帯主が事情により申請が困難な場合は、同一世帯に属する家族や後見人等による代理申請が可能です。

- 生活福祉課窓口（松本市役所東庁舎1階）に来所
- 郵送（〒390-8620 松本市丸の内 3-7 松本市役所生活福祉課宛）
- 電子申請（松本市ホームページからアクセス、もしくはチラシ右下の二次元コードをスマートフォン等で読み取ってください。）



<申請手続きの流れ>



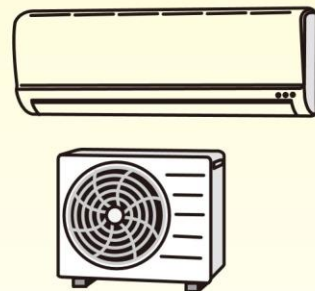
エアコンの購入代金をお支払いの
うへ、**設置完了**後に申請を行って
ください。

交付決定書と請求書が郵送で届きます
ので、届いた日から 30 日以内を目安
に請求書をご提出ください。

申請時に必要な物

- ①松本市エアコン設置促進事業補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）
- ②委任状（代理申請する場合）
- ③本人（代理人）確認書類の写し（運転免許証、個人番号カード等）
- ④購入したエアコン本体及び室外機の設置状況が確認できる写真
（室外機が設置されていない場合はエアコン本体の写真）
- ⑤エアコンの購入及び設置費用がわかる書類（領収書等）
- ⑥生活保護受給証明書（生活保護受給世帯のみ）

※①と②は、松本市ホームページからダウンロードいただくか、特設窓口・各地域づくりセンターでお受け取りいただけます。



..... 以下の点にご注意ください。

- ・家主等からエアコンの設置及び設置に必要な工事の許可を得てください。
- ・同じ住所に居住する世帯が既にこの補助金を受けている場合は、対象となりません。
- ・エアコンの設置状況等を把握するため、市の職員が現地確認を行う場合があります。

補助金の対象となるかわからないなど不明な点がございましたら、申請前に下記までお問い合わせください。

事業の詳細については
松本市ホームページをご覧ください。

松本市エアコン設置促進事業

検索



問い合わせ先

松本市役所生活福祉課（TEL:0263-34-3211）

受付期間

4月13日（月）から12月28日（月）まで
月曜日～金曜日（祝日除く）午前8時30分～午後5時15分

※9月30日まではコール
センターへお問い合わせく
ださい。
（TEL:0263-34-3021）